



令和7年7月25日

## 令和7年度介護保険料賦課誤りについて

令和7年度介護保険料について、算定時に4月1日付の制度改正を反映しておらず、138人に過大に誤った額を通知していたことが判明しました。

### 1 概要

#### (1) 経過

令和7年度の介護保険料の通知書を、令和7年7月15日付けで発送したところ、被保険者1人より、「通知書の内容に誤りがあるのではないか」との問い合わせをいただきました。内容を確認したところ、所得段階の基準所得を変更する制度改正が反映されていないことが判明しました。

#### (2) 内容

本来、第1段階となるべき方に第2段階の算定を、第4段階となるべき方に第5段階の算定をしたことによる賦課誤り

所得段階	基準所得		保険料（年額）
	旧	新	
第1段階	80万円以下の方	80.9万円以下の方	20,340円
第2段階	80万円超 120万円以下の方	80.9万円超 120万円以下の方	34,620円
第4段階	80万円以下の方	80.9万円以下の方	64,260円
第5段階	80万円超の方	80.9万円超の方	71,400円

#### (3) 原因

介護保険を所管する部署間において、連携が不十分であったため、改正された政令の内容（基準所得金額の見直し）が、本年度の保険料計算の際に適切に反映されなかったことによるものです。

### 2 今後の対応

対象となられた方へ正しい所得段階に修正した通知と経過のご説明とお詫びの文書を発送いたします。年金からの天引き（特別徴収）については、修正後のデータによる正しい保険料が反映されます。

### 3 再発防止策

今後の法改正の際には、所管する部署間において、情報共有及び業務手順の確認を行い、運用に万全を期してまいります。



4 注意していただきたいこと

本件に便乗した、介護保険料の還付などを装った詐欺にご注意ください。職員が電話でATMでの振込みの操作などを求めることはありません。

5 問い合わせ先

玖珠町税務課 住民税班

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の 5

TEL 0973-72-1114 / FAX 0973-72-0810

Mail : jyuminzei@town.oita-kusu.lg.jp